

## 第4回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年4月2日(金)  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時40分
2. 場 所 市役所 大会議室
3. 出 席 13名
4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 5番 梅村 幸臣

11番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第16号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第17号	農地法第5条の申請について	2件
議案第18号	農地法第4条の申請について	1件
議案第19号	農地法第3条の申請について	3件
議案第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年	24件
	中間管理事業	2件

8. 報告事項

報告第10号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について	1件
報告第11号	農地法第18条第6項通知の受理について	7件
報告第12号	農地等の形質変更届出について	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																					
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は13番 堤 正樹委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 梅村 幸臣委員、11番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1340 1097"> <tr> <td>議案第16号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第17号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第18号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第19号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第20号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    中間管理事業</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。 報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可 不要に係る届出について 1件 報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について 7件 報告第12号 農地等の形質変更届出について 1件 となっております。</p>	議案第16号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件	議案第17号	農地法第5条の申請について	2件	議案第18号	農地法第4条の申請について	1件	議案第19号	農地法第3条の申請について	3件	議案第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について			利用権設定 通年	24件		中間管理事業	2件
議案第16号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	1件																				
議案第17号	農地法第5条の申請について	2件																				
議案第18号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第19号	農地法第3条の申請について	3件																				
議案第20号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について																					
	利用権設定 通年	24件																				
	中間管理事業	2件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	<p>議案第16号 について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、2番になります。 図面は、1ページから5ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が〇〇年に駐車場設置を目的として農地法第5条許可を受けています。</p>																					

事務局	<p>その後、駐車場の計画がなくなり、そのままになっていたが、今回、自宅の老朽化に伴い建て替えが必要となったため、転用目的を駐車場設置から一般住宅建設に変更するものです。</p> <p>議案第16号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ご説明します。〇〇さんは、自動車整備工場をなさっていて、その工場の車を置く目的で駐車場の申請をしておられたんですけども、今回、駐車場ではなく自宅を建設することによって現地を確認してきました。</p> <p>排水については、下水道と既設の道路側溝へ接続される予定です。区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第16号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請についての申請1件について承認を戴きましたので、意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第17号 農地法第5条の申請についてですが、23番については、〇〇〇〇委員が申請人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>(〇〇〇〇委員 退出)</p> <p>それでは議案第17号 農地法第5条の申請、23番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号 23番について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、23番になります。</p> <p>図面は、10ページから18ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>譲受人が、建売住宅建設及び特定建築条件付き売買予定地としての申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>23番 について以上です。</p>
議長	<p>それでは、23番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>地主が4人で、説明会に2回呼ばれて出席しました。</p> <p>申請者から詳しく説明もありました。生活雑排水については下水道に接続され、雨水は側溝を新設して既設水路に流す計画です。生産組合長、区長の承諾印もありましたので、私も承諾しております。</p>
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>○○○○委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(○○○○委員 着席)</p> <p>農地法第5条の申請、22番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号 22番について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、22番になります。</p> <p>図面は、6ページから9ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第17号 22番については以上です。</p>

議長	それでは、22番について担当委員から説明をお願いします。
○ 番 委 員	<p>周辺は住宅地になっているところに、若干、畑が残っております。下水に接続され、水路関係も確認し、問題ないと思います。区長、生産組合長の同意もございました。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第18号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号 について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、8番になります。 図面は、19ページから25ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、農機具倉庫建築のための申請です。 なお、許可を受けずに、転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地。 許可基準としましては、用途区分の変更に該当します。</p> <p>議案第18号 については以上1件です。</p>
議長	それでは、8番について担当委員から説明をお願いします。
○ 番 委 員	<p>何度も現地を確認して、周辺に迷惑をかけるようなことはないと思います。排水については、既設の道路側溝へ接続されます。生産組合長、区長の印鑑もありましたので、私も問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>無いようですので、議案第18号 農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>次の議案第19号 農地法第3条21番については〇〇〇〇委員が利害関係者である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇委員退席)</p> <p>それでは、議案第19号 農地法第3条21番の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地法第3条21番についてご説明します。 議案5ページになります。</p> <p>〇〇〇〇の農地取得です。 法人の農地取得については、農地法第3条第2項第2号の規定により農地所有適格法人以外の法人には許可できません。 しかし、本件の譲受人は〇〇〇〇であり、農地法第3条第2項のただし書きにより同組合が組合員の委託を受けて行う農業経営の事業を行い、農地等の所有者から委託を受けることにより権利を取得する場合は許可するものとされています。 現在、同組合は〇〇〇〇町の育苗センターで水稻育苗を組合員から受託しており、年々受託量が増えているため、育苗センターに加え、本件申請地でも水稻育苗の受託事業を行いたいとの理由で申請されました。 本件については同組合の定款に組合員の委託を受けて行う農業経営の事業が記載され、水稻育苗を受託事業として行っているため、農地法第3条第2項のただし書きの許可基準に該当していますので許可できるものとなります。 議案第19号 21番については以上です。</p>
議長	<p>議案第19号 農地法第3条21番の申請について審議していただき、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
〇番委員	<p>場所は、どこかな。</p>
事務局	<p>共乾の隣です。</p>

議長	<p>他にありませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、農地法第3条21番については許可といたします。</p> <p>〇〇〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇〇〇委員 着席)</p> <p>それでは引き続き議案第19号 農地法第3条 22番・23番の申請について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第19号 農地法第3条 22番・23番について、ご説明いたします。</p> <p>議案の5ページから6ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第19号 農地法第3条 22番・23番の説明については以上です。</p>
議長	<p>議案第19号 農地法第3条 22番・23番の申請について審議していただき、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第19号 農地法第3条の申請2件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局から願います。</p>
事務局	<p>議案第20号 利用権設定の通年について、御説明します。</p>



事務局	<p>議案の7ページから11ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が23名で、面積は田が66,696㎡、畑が2,389㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を12ページから23ページに掲げております。</p> <p>議案第20号 利用権設定の通年については以上24件です。</p>
議長	<p>議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年24件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○ 番 委 員	<p>57、58番のモリンガってなんですか。初めて聞いたもんですから。</p>
事務局	<p>モリンガとは、ワサビの木科の植物で、栄養価が高いとされていていろんな商品化がされている植物になります。</p> <p>葉の部分はモリンガ茶、また根の部分は漢方薬などの食品になっているようです。</p> <p>原産は北インドになるんですが、日本では2006年ごろから栽培され始めたようです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年24件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業（集積計画一括方式）について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案は24ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を25ページ・26ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が18,075.72㎡、貸付人2名、借受人1名となっ</p>

事務局	<p>ております。期間は10年です。</p> <p>議案第20号 農地中間管理事業については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)2件については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 について御説明します。</p> <p>議案は27ページ1番になります。</p> <p>図面は、26ページから29ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が2a未満で農機具置場兼駐車場にするための届出になります。</p> <p>報告第10号 については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ハウスで従事する従業員さんの駐車場と農機具倉庫が不足することによって、隣接地を倉庫と駐車場にされます。</p> <p>現地を見に行きましたが、排水等も問題ないところと思います。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>報告第10号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	無いようですので、続きまして、報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第11号 について御説明します。  議案の28ページです。 7件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。  報告第11号 については以上7件です。
議長	報告第11号 農地法第18条第6項通知の受理7件についてご質問はございませんか。  <なし>  無いようですので、続きまして報告第12号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第12号 について御説明します。  議案の32ページ、3番になります。 図面は、30ページから32ページになります。  申請地は、〇〇〇〇地区です。 農地かさ上げをし、3筆を一面とするための届出です。  報告第12号 については以上1件です。
議長	それでは3番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	土地改良区で、何十年ぐらい前ですかね。そこを改良してあったんですが、1枚の面積が狭いということを経作者から相談を受けました。1枚にするということで、私も現地で立ち会いまして、また区長、生産組合長の判もありました。周辺営農への影響はないと思います。よろしくをお願いします。
議長	報告第12号 農地等の形質変更届出について、御質問はございませんか。  <なし>  無いようですので、これで報告事項を終了します。
	<<<議事終了>>>

